

基本仕様書

1. 業務委託名

湯前町森づくり構想（仮称）作成業務

2. 目的

湯前町では平成25年度に実施された「湯前・水上地域における木質バイオマス活用計画策定調査業務」にて、地域に賦存する森林資源量や木質バイオマス利用の可能性を検討した。本調査の中で、町内の森林資源に関して、森林の齢級構成の歪さが判明した。こうした結果を踏まえ、平成27年度には「湯前町有林管理計画書」を作成し、民有林の6割を以上を占める町有林の施業を計画的に実施し、齢級構成の歪化是正を図っており、令和2年現在も概ね計画に沿った施業を計画している。

一方、社会的背景として、平成31年4月に施行された森林経営管理制度により、地域内の森林において自治体が担う役割は重要性を増した。先述の町有林管理計画の冒頭には『採算性の問題等から後手を踏んでいる私有林の管理に先立って』計画した旨の記載があるものの、私有林を対象とした管理方針を示す計画ではない。

町内の民有林人工林の約7割は主伐期を迎えており、将来世代にとって森林が負の遺産とならないよう、現在の情勢と将来を考え、中長期的に森林政策を推し進める必要があるため、町の森づくりの基本方針となる「湯前町森づくり構想（仮称）」（以下、「構想」という。）を策定するため下記業務の委託を行うもの。

3. 業務の内容

業務の概要は以下を想定しているが、受託候補者からの提案内容に基づき町と受託候補者との打合せにより、確定するものとする。

（1）町内森林・林業の現状把握

ア 森林管理の経緯把握

町における森林・林業・木材利用に関する歴史的背景について文献調査を行う。

イ 民有林資源の詳細状況把握

民有林の資源状況について資源量の把握や施業情報、既存の管理計画等の整理を行う。

ウ 町内森林の地形・地質調査

町内での最適な路網・施業計画立案に必要な情報収集のため、地形や地質の把握を行う。

エ 素材生産及び木材流通状況の現状把握

湯前町森林整備計画のゾーニングの見直しのため、町内民有林における素材生産状況を調査し、町内で生産した木材の流通状況や需給バランスを把握する。

オ 林業労働力の状況調査

将来的な林業生産力を把握するため、町内及び上球磨森林組合の林業労働力の詳細を把握する。

(2) 森林・林業政策の把握

ア 構想の素案作成に必要な、国や県の森林・林業政策について把握する。

イ 湯前町森林整備計画及び湯前町有林管理計画の把握。

ウ 他地域で先行して実施されている森林管理計画等を調査する。

(3) 基本方針策定

ア 中長期的な町の森づくりに対する基本方針を定める。

イ 基本方針の策定にあたり、森林・林業・木材産業に関わる方や地域の関係者、国や県から、ご意見をいただく場を設ける。

(4) 構想の素案の作成

ア 基本方針策定の後、構想の素案を作成する。

イ 構想は、町民にとって分かりやすい表現となるよう留意し、作成する。

ウ 森林・林業・木材産業に関わる方や地域の関係者、国や県から構想の素案に関するご意見をいただく会議を3回以上開催する。

エ ウの結果を踏まえ、構想の最終的な素案を作成する。

(5) 成果品の提出

成果品は次のとおり提出するものとする。

ア 業務報告書

契約期間満了時にファイルに綴ったもの1部

イ 構想の素案

契約期間満了時に印刷したもの3部（A4版・カラー）

ウ 構想の素案の概要版

契約期間満了時に印刷したもの3部（A4版・カラー）

これらの成果品については、CD-R等にて電子媒体（ワード形式、エクセル形式を基本として、図面についてはPDF形式等）での提出も併せて求める。

受託者は業務完了後、これらの成果品を提出し、町の検査を受ける。本契約は検査合格をもって完了とするが、納品後、成果品に不備等が発見された場合、受託者は責任を持って、すみやかに修正のうえ、納品しなければならない。

なお、本委託に関する資料・成果品の権利は、すべて町に帰属するものとし、受託者は町の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。

4. 打ち合わせ記録

受託者は業務の実施にあたって、町役場または電話にて概ね月に1回以上、町と受託者にて打ち合わせを行い、その都度記録簿を作成し、町へ提出するものとする。

なお、受託者は、提出した記録簿の修正及び再提出を命じられた場合はすみやかに修正及び再提出をしなければならない。

また、業務遂行上必要な場合は適宜打ち合わせを実施するものとする。

5. 受託候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

6. 委託料上限額

5,000,000円以下とする。(消費税及び地方消費税含む)

7. 契約期間

契約締結日から令和3年(2021年)3月26日まで

9 損害賠償責任

受託者は、本委託業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により、町に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。3

10 その他遵守事項

(1)受託者は、委託業務を遂行するにあたり、町の担当者と随時連絡を取り合うこと。

(2)受託者は、町から打ち合わせ又は状況報告等の指示があったときは、それに従うこと。

(3)業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(4)この業務を遂行する上で知り得た情報は他に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いに関しては、湯前町個人情報保護条例を遵守すること。

(5)万一、漏えいや紛失等の事故が発生した場合は、以下の対応を行うこと。

①直ちに発生日時、内容、発生原因等を確認し、報告する。

②発生内容等により、対応措置(流出元の特定、再調査、紛失物等の追跡等)を町と協議・検討し、実行する。

③発生原因等により、再発防止策を検討し、町の承認を得た上で即日実施する。

④関係者より二次被害の有無について調査し、二次被害が発生した場合は、町と協議・検討し、速やかに対策を講じる。

(6)町及び受託者は、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は速やかに協議する。

11 その他

基本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された受託候補者と町との協議により決定する。